

## 空き家住居有効活用促進事業 地域活性化タイプ Q&A

【Q1】 本事業の対象地区はありますか。

市内全域となります。

【Q2】 本事業の対象となる空き家住宅とは、アパートなどの集合住宅も含まれますか。

アパートやマンションなどの共同住宅は対象外となります。住居兼店舗などの併用住宅においては、延床面積で1/2以上を住宅として使用していたものについては対象となります。

【Q3】 補助申請は名取市民に限定されていますか。

限定はしていませんが、補助対象者の要件に合致する必要があります。

○補助対象者

①空き家住宅を所有又は借りている方

※空き家住宅の所有者等から改修工事の許可を受けている必要があります。

②空き家住宅を活用した地域活性化つなげる施設等の運営を10年以上継続する方

③広報活動に協力いただける方

【Q4】 申請書の添付書類に補助対象空家等が居住その他使用がなされていないことが常態であることが確認できる書類とありますが、どのような書類を想定していますか。

概ね1年以上空き家住宅であった物件が補助対象となります。

※下記書類以外にも必要な書類等があれば提出を依頼する場合があります。

空き家住宅を賃借して応募する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宅地建物取引業者が広告をしていることを証する書面</li><li>・ 本市で用意する空き家住宅であることの証明書兼同意書</li></ul>
所有者が応募する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所有者の住民票の写し</li><li>・ 電気、ガス、水道の使用中止日が確認できる書類</li><li>・ 家屋又は敷地の登記事項証明書</li></ul>
空き家住宅を購入して応募する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宅地建物取引業者が広告していることを証する書面</li><li>・ 所有権移転後の家屋又は敷地の登記事項証明書</li></ul>

## 空き家住居有効活用促進事業 地域活性化タイプ Q&A

【Q5】申請書の添付書類に市都市計画課に事前相談した回答書の写しとありますが、必ず都市計画課に事前相談する必要はありますか。

空き家住宅を改修して事業を行う場合、用途変更が必要になります。その場合、都市計画や地区計画に合致しない場合もあり、予定している事業ができない場合も想定されますので、申請前に必ず都市計画課に事前相談してください。

【Q6】空き家住宅を購入して改修する場合、補助の対象になりますか。

改修費は対象になりますが、空き家住宅の購入費用は補助の対象外となります。

【Q7】補助対象用途として、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設とありますが、その他のテレワークやサテライトオフィス、コワーキング施設などを兼ね備えた複合施設への改修を考えています。そのような施設は対象となりますか。

地域活性化につながる施設への改修が補助対象となります。地域活性化とは、交流人口や関係人口が増加するなど、地域の賑わいづくりにつながる事業を想定しています。

複合施設への改修ということですが、地域の賑わいにつながると市が判断した場合は対象となります。改修後の施設がどのような用途になるのかなど、補助申請された方には、審査会において用途や効果などのプレゼンテーションをしていただく予定です。

【Q8】その他市長が認める改修工事とは具体的にはどのような工事となりますか。

基礎の打ち替え工事や耐震化工事など、空き家住宅の活用の前提として必要な工事となります。そのような物件について、活用方法や工事内容など総合的に評価をした上で、最終的な補助対象者を決定します。

【Q9】補助の対象外となる経費はありますか。

下記に記載の補助対象外経費は一例になります。その他にも対象とはならない経費がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- ・用地取得費
- ・空き家住宅の購入費
- ・家財の撤去費
- ・賃貸借契約に要する仲介手数料、敷金、礼金等
- ・火災保険料
- ・外構工事
- ・空き家住宅の活用を継続的に行っていくために必要な備品購入費や運営費、維持管理費 など

## 空き家住居有効活用促進事業 地域活性化タイプ Q&A

【Q10】 審査会とありますが、プレゼンテーションをする必要はありますか。

申請の内容について、20分程度の持ち時間で、改修内容や改修後の用途、費用対効果など、詳細についてプレゼンテーションを行っていただきます。

【Q11】 審査会の構成メンバーはどのような人か。

内部の関係職員になります。

【Q12】 審査会の審査基準は示されるのか。

審査員との質疑応答を経て、次の視点により総合的に評価します。

- ①事業の実現性
- ②事業の継続性
- ③地域への貢献
- ④事業の先進性、独自性
- ⑤事業主体の適格性

【Q13】 改修工事が完了した日から10年以上地域活性化施設として活用とありますが、10年未満で事業を中断した場合は、返還などがありますか。

返還の対象になります。

【Q14】 工事施工業者はどここの企業でも構わないか。

補助対象工事の施工は、市内業者を原則とします。

施工業者との工事契約は、必ず補助金交付決定後に行ってください。補助金交付決定前に工事契約を締結した場合は、補助の対象にはなりません。

【Q15】 スケジュールをみると実績報告書の提出は3月中旬と記載されていますが、4月以降に完成した場合は補助されなくなりますか。

原則年度内に改修工事を完了させてください。地震・洪水など天災等によりやむを得ず工期が延長になる場合は、事前にご相談ください。

【Q16】 添付書類に賃貸借契約書又は売買契約書等とありますが、自身が所有している空き家の場合、契約書はありませんが何を添付すればいいですか。

所有者自らが空き家住宅を活用する場合は、契約書の提出は必要ありませんが、所有していることが分かる資料（登記簿謄本など）を添付してください。

## 空き家住居有効活用促進事業 地域活性化タイプ Q&A

【Q17】賃貸借契約書又は売買契約書の契約日はいつでも構わないか。

申請受付前まで空き家住宅である必要があるため、契約書は受付日以降のものでお願いします。

ただし、補助金の交付決定は審査会による審査後になり、審査の結果「認められない」ケースもあるため、契約書以外（補助金申請を行うことを所有者が確認したとする書面）でも可能とします。その場合は、補助金交付決定後に契約書の写しを提出してください。

【Q18】交付決定後に事業の取下げを行うことは可能ですか。

事業を停止することが確定した後、速やかに取下げ申請書を提出してください。

【Q19】実績報告書を提出してから、何日程度で補助金は振り込みされますか。

実績報告書の内容を審査し、額の確定を行った後補助金の支払いとなりますので、1か月程度の期間を見込んでいます。

補助金の支払いは、口座振替によるものとし、部分払い・出来高払いなどはありませんのでご注意ください。